

鳥取市空き家利活用団体支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市空き家利活用団体支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、空き家の清掃や維持管理等に係る費用を助成することにより、本市における空き家の利活用に取り組む団体を支援するとともに、本市への移住希望者とのマッチングにつなげ移住定住を促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 本補助金は、前条の目的の達成に資するため、別表第1項に掲げる補助対象者に対し、次項に定める額を交付する。

2 本補助金は、前項の補助対象者に別表第2項に掲げる補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表第3項に定める補助率を乗じて得た額（同表第4項に定める額を上限とし、1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内とし、予算の範囲内で交付する。

3 本補助金は、同一の団体に対して別表第4項のとおり交付する。

(交付申請)

第4条 本補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する交付申請書に次に掲げる書類を添付し、事業を行う日の1週間前までに市長に提出しなければならない。

(1) 鳥取市空き家利活用団体支援事業計画書（様式第1号）

(2) 鳥取市空き家利活用団体支援事業収支予算書（様式第2号）

(3) 誓約書（様式第3号）

(4) 対象となる空き家の写真等、建物の現状がわかるもの

(5) 家主と空き家運営業務を委託している団体とのサブリース契約書の写し（サブリース物件に限る。）

2 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第5条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(補助の返還)

第6条 市長は、本補助金の交付の決定をする場合において、補助事業者がこの要綱、規則、法令等に違反したときは、市長がやむを得ないものと認める場合を除き、本補助金の交付の決定を取り消し、既に交付された補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずる旨を条件として交付するものとする。

(補助事業等の変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

(実績報告)

第8条 規則第12条の実績報告は、同条に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 鳥取市空き家利活用団体支援事業報告書(様式第1号)

(2) 鳥取市空き家利活用団体支援事業収支決算書(様式第2号)

(3) 支払いが確認できる領収書の写し等

(4) 補助事業等の経過又は成果を証する書類、写真等

2 前項の実績報告は、補助事業の完了後1月以内又は補助事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(届出の義務)

第9条 申請者は、申請した事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(財産処分の承認)

第10条 本補助金の交付を受ける者は、規則第16条の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助対象者	本市が「移住定住空き家運營業務」を委託している団体
2 補助対象経費	利活用希望者の内覧等のために行う空き家の清掃や空き家の維持管理に必要な軽微な補修、老朽化の抑制等に要する消耗品費、材料費、廃棄物処分費、委託費等の経費
3 補助率	3 / 4
4 補助限度額	150千円／団体。ただし、清掃や維持管理等をおこなう空き家1戸につき75千円を限度とし、補助限度額内であれば事業を実施する空き家の戸数を制限しない。
5 補助要件	1. 事業の対象となる空き家は次のすべての要件を満たすこと。 ① 国又は地方公共団体等が所有するものでないこと。 ② 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係する法令に違反していない建築物であること。 ③ 住宅以外の用途に転用する場合は、関係法令に適合するものであること。ただし、公序良俗に反するもの及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業を営むものへの転用は補助対象外。 ④ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）に基づき指定される土砂災害特別警戒区域に位置していないものであること。（適正な対策が施されている場合を除く。） ⑤ 補助対象者が所有するものではない場合、所有者等から事業の実施について承諾を得たものであること。 2. 国及び県並びに本市の他の補助金の交付を受けていないこと（各補助金の補助対象経費が明確に区別でき、互いに重複がない場合を除く。）。

鳥取市空き家利活用団体支援事業計画（報告）書

1 住宅の所在地（分譲地） 鳥取市 ()

2 住宅の所有者

3 住宅の建築年 年

4 住宅の構造及び規模 造 階建

5 事業の内容

① 補助対象経費		
	見積(決算)額	円
	補助対象経費(A)	円
② 既補助金交付額		円
③	補助金交付(申請)額 (① × /100 (上限 千円)) - ②	円 (千円未満の端数切り捨て)

6 事業の目的

7 事業の着手予定及び完了予定

事業着手予定年月日 年 月 日

事業完了予定年月日 年 月 日

8 仕入控除税額の有無

有 ・ 無

※仕入控除額の「有」「無」のいずれかに○をしてください。

「無」の場合には、その理由を記載してください。

(免税事業者であるため ・ その他 ())

年 月 日

鳥取市空き家利活用団体支援事業収支予算（決算）書

1 收入

科 目	金 額 (円)	備 考
鳥 取 市 補 助 金		
自 己 資 金		
借 入 金		
合 計		

2 支 出

科 目	金 額 (円)	備 考
合 計		

様式第 3 号（第 4 条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

住 所

団体名

誓 約 書

以下のとおり相違ないことを誓約します。

誓約事項（該当欄に「レ」を記載すること。）

・ 鳥取市空き家利活用団体支援事業を利用した空き家は、交付から 5 年間は U J I ターン者の居住の目的のために使用します。	☐
・ 鳥取市空き家利活用団体支援事業により、環境整備を行った空き家については、移住希望者に積極的に P R し、U J I ターン者の入居に努めます。	☐
・ このたび鳥取市空き家利活用団体支援事業を利用する空き家は、建築基準法第 9 条第 1 項に基づく特定行政庁からの措置を命じられていません。	☐
・ 本事業実施にあたっては、空き家所有者の承諾を得たうえで実施するものであり、本事業実施後に所有者との間で疑義等が生じた場合は、当事者間で解決するものとします。	☐
・ この事項に違反又は事実と相違することがあったときは、鳥取市から受けた補助金の一部又は全部を直ちに返還します。	☐

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

様

事業実施主体

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった鳥取市空き家利活用団体支援事業について、鳥取市空き家利活用団体支援事業補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 規則第12条の2の補助金の額の確定額（ 年 月 日付第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（ $(3 - 2) \times \text{補助率}$ ）
金 円

（注）事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。